

泉大津市議会令和4年第1回定例会会議事項

(そ の 3)

(令和4年3月17日)

# 会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	3 1	泉大津市国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例制定の件	3

議案第 31 号

## 泉大津市国家戦略特別区域法第 20 条の 2 第 1 項の 規定に基づく準則を定める条例制定の件

泉大津市国家戦略特別区域法第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 17 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）が改正され、国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を定めた区域計画において、当該事業の実施主体として定められた市町村は、当該事業を実施する区域（以下「事業実施区域」という。）における工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 6 条に規定する特定工場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、工場立地法の規定により公表され、又は定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができるとされたことに伴い、工場等の改築、新增設に伴う緑地等に関する規制緩和を行うことにより、工場等への再投資の促進、産業の競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、本市の事業実施区域における特定工場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合並びに緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法について定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の2第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 国家戦略特別区域法第20条の2第1項に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を実施する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
夕風町	100分の5以上	100分の10以上

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第4条 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の100の割合まで緑地の面積に算入することができるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

## 泉大津市国家戦略特別区域法第20条の2第1項の 規定に基づく準則を定める条例（案）要綱

本条例（案）は、国家戦略特別区域法が改正され、国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を定めた区域計画において、当該事業の実施主体として定められた市町村は、当該事業を実施する区域（以下「事業実施区域」という。）における工場立地法第6条に規定する特定工場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、工場立地法の規定により公表され、又は定められた準則に代えて適用すべき準則を定めるとされたことに伴い、工場等の改築、新增設に伴う緑地等に関する規制緩和を行うことにより、工場等への再投資の促進、産業の競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、本市の事業実施区域における特定工場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合並びに緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法について定めるものであること。

### 1 趣旨

この条例（案）は、国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものであること。（第1条）

### 2 定義

この条例（案）における用語の意義は、工場立地法において使用する用語の例によるものであること。（第2条）

### 3 区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合

国家戦略特別区域法第20条の2第1項に規定する事業実施区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとするものであること。（第3条）

区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設のア面積の敷地面積に対する割合
夕風町	100分の5以上	100分の10以上

#### 4 緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法

緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、工場立地法施行規則（以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の100の割合まで緑地の面積に算入することができるものとするものであること。（第4条）

#### 5 施行期日

この条例（案）は、令和4年4月1日から施行するものであること。

